

令和8年6月30日

北海道北広島市「宿泊税」の新設

北海道北広島市から協議のあった法定外目的税の新設について、本日付けで同意することとしましたのでお知らせします。

新設される北広島市宿泊税の概要は以下のとおりです。

課税団体	北海道北広島市
税目名	宿泊税（法定外目的税）
課税客体	北広島市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・ 旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・ 住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅
税収の使途	北海道ボールパークFビレッジのある都市として更なる発展を目指し、都市としての魅力と価値を高めるため、観光客の受入環境の整備、新たな魅力の提供、持続可能な観光施策の推進の3点を柱とした観光の振興を図る施策に要する費用
課税標準	上記施設における宿泊料金
納税義務者	上記施設における宿泊者
税率	宿泊料金の3%
徴収方法	特別徴収
収入見込額	（平年度）約0.7億円
課税免除等	・ 修学旅行等の参加者（引率者も含む） ・ 認定こども園、保育所等の行事の参加者（引率者も含む）
徴税費用見込額	（平年度）約54万円
課税を行う期間	条例施行後5年ごとに見直しを行うこととする規定あり

- ・ 令和8年 3月19日 北広島市議会にて条例案可決
- ・ 令和8年 3月26日 総務大臣協議
- ・ 令和8年 6月30日 総務大臣同意
- ・ 令和9年10月 1日 条例施行（予定）

連絡先

自治税務局企画課

担当：上田理事官、畠山係長、大原

電話：03-5253-5658

Eメール：zei.kikaku_atmark_soumu.go.jp

※スパムメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示
しております。送信の際には「@」に変更してください。